

という新たな金融の流れを促す。

- ① 金融機関以外の多様な者が資金仲介の新たな担い手となることにより、企業の資金調達経路が拡大される。
- ② 知的財産権をはじめ幅広い財産の信託を可能とすることにより、企業の資産流動化による資金調達が多様化する。

信託会社の中小企業向け融資について公的信用補完制度の対象とするなど、企業が信託会社を活用して資金調達する枠組みを支援する。

(2) ファンドによる資金仲介機能の拡充

中小企業等投資事業有限責任組合法を改正し、ファンド（投資事業組合）の投資対象の拡大や機能の追加を行うとともに、所要の投資家保護ルールを整備し、資金仲介の枠組みを拡充する。これにより、我が国の資金やノウハウを広く産業金融に有効活用する。

- ① 投資事業組合が、中堅企業の成長資金や事業再生・産業再編など様々な事業活動に対して投融資を行えるようにする。
- ② 投資事業組合に融資機能を追加し、出資先企業に対する資